

# 焼津漁港「ふいしゅーな」多目的広場(砂広場)のご利用案内

平成29年7月5日



## 1 ご利用について

砂場は自由使用です(営利活動は除く。)。利用ルールを守って、安全にご利用ください。なお、以下の利用をする場合は、利用するための手続きが必要となります。あらかじめ施設の使用許可を受けてください。許可を受けた方が、施設を優先的、又は貸し切りで利用できます。

### ★ 利用の手続きが必要な事例

- ・球技大会やスポーツイベントなどを開催する場合
- ・「バレーボールの支柱・ネットやサッカーゴールなど」の用具・機材を設置する場合

## 2 利用の手続きが必要な場合

安全にご利用いただくため、以下の条件のもと、事前の打合わせをお願いします。

### 【利用にあたっての主な条件】

- ・催事の内容によっては、場外への飛球防止の措置を講じていただきます。
- ・利用中の事故等については、利用者が責任をもって対応願います。
- ・使用場所における異物などの事前確認をお願いします。
- ・火気の使用や砂場内での飲食・ペットの入場は禁止します。

### (1) ご予約について

予約受付の時期	利用する月の6ヶ月前の1日から利用する日の5日前まで。
連続利用の制限	5日間（設営準備・撤去の日を含みます。）
利用回数の制限	同一団体の利用回数:土曜日・祝休日は月4回までを限度とします。
利用時間	～ 午後6時(本番時間)まで。
利用料金	無 料

### (2) ご利用の手続き

区 分	内 容
1 仮予約申込みの方法・受付時間	・静岡県焼津漁港管理事務所まで、電話又は受付窓口にて、施設の空き状況をご確認ください。また、併せて「お名前(団体名)・利用希望日・利用内容の概略」などをお伝えください。 月曜日～ 金曜日 午前8時30分～午後5時（祝休日・年末年始を除く。）
2 仮予約申込書の提出	・FAX、E-mail、郵送、窓口持参のいずれかの方法でご提出ください。「仮予約申込書」提出の確認をもちまして、正式な仮予約とします。なお、「仮予約申込書」の提出のみで、利用する日の3日前までに「漁港施設目的外使用許可申請書」を提出されない場合は、予約を取り消します。
3 事前の打合わせ	・イベントなど大規模な催事は、静岡県焼津漁港管理事務所にお越しいただき、催事の打合わせをします。
4 申請書の提出	・「漁港施設目的外使用許可申請書」を利用する日の3日前までに提出して下さい。 ・申請の許可後、「使用許可書」を発行します。使用当日はお持ち下さい。

### 【お問い合わせ先】

〒425-0032 焼津市鰐ヶ島136-24

静岡県焼津漁港管理事務所

TEL. 054-628-3126 FAX. 054-629-6217 e-mail: yaizu-kanri@pref.shizuoka.lg.jp



# 公園利用のルール

## Park Usage Rules



砂場にはペットを入れないでください。  
また、砂場内の飲食は禁止とします。



ゴミは捨てないでください。  
ゴミは必ず持ち帰ってください。



公園の中で、火を使ってはいけません。



砂場内に、サッカーゴールやバレーのネット等を持ち込むには許可が必要です。

- ・ 自転車で公園の中を走らないでください。危ないです。自転車は駐輪場においてください。
- ・ スケートボードの遊びはやめてください。
- ・ スポーツイベント等で使用する場合には、下記までご相談ください。
- ・ ボールを使用する際には、公園外に出ないように十分注意してください。

静岡県焼津漁港管理事務所 ☎ 054-628-3126

Shizuoka Pref. Yaizu Fishing Port Authority